

(保護命令を求める子どもが15歳以上の未成年の場合に使用します。)

## 「同意書」についての説明

- 1 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」という法律では、夫婦等のあいだでなぐるなどの暴力や脅迫を受けた人を守るために、裁判所が出す「保護命令」というものが定められています。
- 2 この「保護命令」のなかに、「暴力等をした人は、1年間、子どもにつきまったり、近くをうろついたりしてはいけない」という「子への接近禁止命令」と「暴力等をした人は、1年間、子どもに連続して連絡したり、深夜電話したりしてはいけない」ことなどを命令する「子への電話等禁止命令」（この命令の内容について詳しくは、配偶者暴力等に関する保護命令申立書3頁の〔子への電話等禁止命令〕のところを見てください。）があります。
- 3 上の2に書いてある命令が出されてもよいとあなた自身が考えるなら、「同意書」にあなたの名前などを記入して、裁判所に提出してください。
- 4 「同意書」を裁判所に提出するときは、あなたのノートやテストなど、あなたの筆跡が確認できるものをいっしょに提出してください。（筆跡が確認できるものは、確認の上、返還いたします。）
- 5 あなたがこの「同意書」を提出したとしても、それでかならず命令が出されると決まるわけではありません。
- 6 もしわからないことがあったら、裁判所の担当者がお答えしますので、なんでもたずねてください。

----- (切りとらずに提出してください) -----

(□については□内に「レ」を付したもの)

千葉地方裁判所 御中

## 同 意 書

申立人(暴力を受けたとされる人) \_\_\_\_\_

相手方(暴力をふるったとされる人) \_\_\_\_\_

私は、上記の相手方に対し、□子への接近禁止命令、□子への電話等禁止命令が出されることに、同意します。

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

氏名\_\_\_\_\_ (平成\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日生)